

Weekly Report

第388号
平成28年12月12日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

平成29年度税制改正大綱（個人関連）

29年度の与党税制改正大綱が公表されました。

◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し……

38万円の所得控除が受けられる配偶者の年収上限を150万円（給与のみの場合）に引き上げ、150万円超201万円以下までは控除額を段階的に縮小。また、納税者に所得制限を設定し、給与収入1120万円から控除額が縮小し、1220万円を超えると控除は適用不可。30年分以後の所得税について適用。

◎積立NISAの創設……長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定し、年間投資上限額40万円、非課税期間20年間の積立NISAを創設。現行のNISA（年間投資上限120万円、非課税期間5年）との選択制。30年から適用。

◎タワーマンションに係る課税見直し……高さ60メートル超のタワーマンション（居住用超高層建築物）に対する固定資産税について、高層階ほど税額を高く、低層階ほど低くなるよう

に見直します。不動産取得税についても同様。30年度から新たに課税される居住用超高層建築物（29年4月1日前に売買契約が締結されたものを除く）について適用。

◎国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し……相続人又は被相続人が相続開始前10年以内に国内に住所を有する日本人である場合は、国内財産及び国外財産を相続税等の課税対象とする等の見直しを行う。贈与税についても同様。29年4月1日以後に相続等で取得する財産について適用。

◎到着時免税店の導入……空港等の到着エリアにおける免税店（到着時免税店）を導入し、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加する。29年7月1日以後から適用。

国税のクレジットカード納付が来月開始

インターネット上でクレジットカードによる国税の納付を行う「国税クレジットカードお支払サイト」が、来月1月4日から開始される予定です（国税庁ホームページなどからアクセス）。

クレジットカード納付は、申告所得税や法人税、消費税、贈与税などほぼ全ての国税が対象となります。納付できる金額は1千万円未満かつクレジットカードの決済可能額以下となり、納付税額に応じた決済手数料がかかります。また、支払方法は一括・分割・リボ払いを選ぶことができます。

なお、クレジットカード納付はインターネット上のみの手続きとなるため、金融機関やコンビニ、税務署の窓口では利用できません。

12月は個人事業者の決算月です

早めの準備と対策が正しい申告と節税につながります。現在までの売上・仕入・経費などの帳簿を作成し、値引・返品等の計上漏れ、請求書・領収書など証憑類の有無などを確認します。

実地たな卸は12月末時点で行いますが、実施が厳しい業種では早めに行い、その後は仕入・売上等の記録を元に在庫の把握をすることもできます。

また、12月末時点で現金・預貯金残高、売掛金・受取手形・貸付金などの債権、買掛金・支払手形・借入金などの債務残高および内訳を確認します。